

四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月23日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第10号

四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例の一部を改正する条例

四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例（平成24年四日市市条例第40号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
目次	目次
第1章から第3章まで（略）	第1章から第3章まで（略）
第4章 地域密着型通所介護	第4章 地域密着型通所介護
第1節から第4節まで（略）	第1節から第4節まで（略）
<u>第5節 共生型地域密着型通所介護</u> <u>に関する基準（第79条・第80条）</u>	
<u>第6節 指定療養通所介護の事業の</u> 基本方針並びに人員、設備及 び運営に関する基準	<u>第5節 指定療養通所介護の事業の</u> 基本方針並びに人員、設備及 び運営に関する基準
第1款 この節の趣旨及び基本方 針（ <u>第81条・第82条</u> ）	第1款 この節の趣旨及び基本方 針（ <u>第79条・第80条</u> ）
第2款 人員に関する基準（ <u>第83</u> <u>条・第84条</u> ）	第2款 人員に関する基準（ <u>第81</u> <u>条・第82条</u> ）
第3款 設備に関する基準（ <u>第85</u> <u>条・第86条</u> ）	第3款 設備に関する基準（ <u>第83</u> <u>条・第84条</u> ）
第4款 運営に関する基準（ <u>第87</u> <u>条—第98条</u> ）	第4款 運営に関する基準（ <u>第85</u> <u>条—第96条</u> ）
第5章 認知症対応型通所介護	第5章 認知症対応型通所介護
第1節 基本方針（ <u>第99条</u> ）	第1節 基本方針（ <u>第97条</u> ）
第2節 人員及び設備に関する基準	第2節 人員及び設備に関する基準

第1款 単独型指定認知症対応型  
通所介護及び併設型指定認  
知症対応型通所介護（第1  
00条—第102条）

第2款 共用型指定認知症対応型  
通所介護（第103条—第  
105条）

第3節 運営に関する基準（第106  
条—第119条）

第6章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第120条）

第2節 人員に関する基準（第121  
条—第123条）

第3節 設備に関する基準（第124  
条・第125条）

第4節 運営に関する基準（第126  
条—第147条）

第7章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針（第148条）

第2節 人員に関する基準（第149  
条—第151条）

第3節 設備に関する基準（第152  
条）

第4節 運営に関する基準（第153  
条—第167条）

第8章 地域密着型特定施設入居者生  
活介護

第1節 基本方針（第168条）

第2節 人員に関する基準（第169  
条・第170条）

第3節 設備に関する基準（第171  
条）

第1款 単独型指定認知症対応型  
通所介護及び併設型指定認  
知症対応型通所介護（第9  
8条—第100条）

第2款 共用型指定認知症対応型  
通所介護（第101条—第  
103条）

第3節 運営に関する基準（第104  
条—第117条）

第6章 小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針（第118条）

第2節 人員に関する基準（第119  
条—第121条）

第3節 設備に関する基準（第122  
条・第123条）

第4節 運営に関する基準（第124  
条—第145条）

第7章 認知症対応型共同生活介護

第1節 基本方針（第146条）

第2節 人員に関する基準（第147  
条—第149条）

第3節 設備に関する基準（第150  
条）

第4節 運営に関する基準（第151  
条—第165条）

第8章 地域密着型特定施設入居者生  
活介護

第1節 基本方針（第166条）

第2節 人員に関する基準（第167  
条・第168条）

第3節 設備に関する基準（第169  
条）

第4節 運営に関する基準(第172条—第188条)

第9章 地域密着型介護老人福祉施設  
入所者生活介護

第1節 基本方針(第189条)

第2節 人員に関する基準(第190条)

第3節 設備に関する基準(第191条・第192条)

第4節 運営に関する基準(第193条—第218条)

第5節 ユニット型指定地域密着型  
介護老人福祉施設の基本方針  
並びに設備及び運営に関する  
基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第219条・第220条)

第2款 設備に関する基準(第221条・第222条)

第3款 運営に関する基準(第223条—第231条)

第10章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針(第232条)

第2節 人員に関する基準(第233条—第235条)

第3節 設備に関する基準(第236条・第237条)

第4節 運営に関する基準(第238条—第244条)

附則

第4節 運営に関する基準(第170条—第186条)

第9章 地域密着型介護老人福祉施設  
入所者生活介護

第1節 基本方針(第187条)

第2節 人員に関する基準(第188条)

第3節 設備に関する基準(第189条・第190条)

第4節 運営に関する基準(第191条—第215条)

第5節 ユニット型指定地域密着型  
介護老人福祉施設の基本方針  
並びに設備及び運営に関する  
基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針(第216条・第217条)

第2款 設備に関する基準(第218条・第219条)

第3款 運営に関する基準(第220条—第228条)

第10章 看護小規模多機能型居宅介護

第1節 基本方針(第229条)

第2節 人員に関する基準(第230条—第232条)

第3節 設備に関する基準(第233条・第234条)

第4節 運営に関する基準(第235条—第241条)

附則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第78条の2第2項並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)から(5)まで (略)

(6) 共生型地域密着型サービス 法第78条の2の2第1項の申請に係る法第42条の2第1項本文の指定を受けた者による指定地域密着型サービスをいう。

(7) (略)

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）の職

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）

第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)から(5)まで (略)

(6) (略)

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)

第6条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業を行う者（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」という。）の職

種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

(3)及び(4) (略)

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第1項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上) 従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3及び4 (略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げる

種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) (略)
- (2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等(指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たる介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。以下この章において同じ。) 交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上

(3)及び(4) (略)

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者(以下この章において「看護師、介護福祉士等」という。)をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、提供時間帯を通じて、看護師、介護福祉士等又は第1項第4号アの看護職員との連携を確保しているときは、サービス提供責任者(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。)第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。)の業務に3年以上 従事した経験を有する者をもって充てることができる。

3及び4 (略)

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次の各号に

いずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第190条第12項において同じ。)

(2)及び(3) (略)

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第121条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第149条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第103条第1項、第104条、第121条第6項、第122条第3項及び第123条において同じ。)

(6) 指定地域密着型特定施設(第168条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第103条第1項、第104条第1項及び第121条第6項において同じ。)

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第189条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第103条第1項、第104条第1項及び第121条第6項において同

掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間において、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。

(1) 指定短期入所生活介護事業所(指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。第188条第12項において同じ。)

(2)及び(3) (略)

(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所(第119条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)

(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所(第147条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第101条第1項、第102条、第119条第6項、第120条第3項及び第121条において同じ。)

(6) 指定地域密着型特定施設(第166条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第101条第1項、第102条第1項及び第119条第6項において同じ。)

(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第187条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第101条第1項、第102条第1項及び第119条第6項において同

じ。)

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第233条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第7章から第10章までにおいて同じ。)

(9)から(11)まで (略)

(12) 介護医療院

6 (略)

7 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

9から11まで (略)

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

じ。)

(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第230条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第7章から第10章までにおいて同じ。)

(9)から(11)まで (略)

6 (略)

7 午後6時から午前8時までの間は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、第4項本文及び前項の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。

8 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

9から11まで (略)

12 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が指定訪問看護事業者(指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護

の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第233条第10項の規定により指定居宅サービス等基準第60条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第31条に規定する重要事項に関する規程、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2から6まで (略)

の事業と指定訪問看護(指定居宅サービス等基準第59条に規定する指定訪問看護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第1号イに規定する人員に関する基準を満たすとき(同条第5項の規定により同条第1項第1号イ及び第2号に規定する基準を満たしているものとみなされているとき及び第230条第10項の規定により指定居宅サービス等基準第60条第4項に規定する基準を満たしているものとみなされているときを除く。)は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、第1項第4号アに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(内容及び手続の説明及び同意)

第9条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第31条に規定する運営規程の概要、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2から6まで (略)

(心身の状況等の把握)

第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。))第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第106条において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第32条 (略)

2 (略)

3 前項本文の規定にかかわらず、随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる。

(心身の状況等の把握)

第14条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。))第13条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第104条において同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第32条 (略)

2 (略)

3 前項本文の規定にかかわらず、午後6時から午前8時までの間に行われる随時対応サービスについては、市長が地域の実情を勘案して適切と認める範囲内において、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との契約に基づき、当該複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けるこ

4 (略)

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2及び3 (略)

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、正当な理由がある場合を除き、当該建物に居住する利用

とができる。

4 (略)

(地域との連携等)

第39条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね3月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2及び3 (略)

4 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても、指定定

者以外の者に対しても、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行わなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第47条 (略)

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、1年以上(特に業務に従事した経験が必要な者として厚生労働大臣が定めるものにあつては、3年以上)サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

#### 第4章 地域密着型通所介護

##### 第5節 共生型地域密着型通所

##### 介護に関する基準

(共生型地域密着型通所介護の基準)

第79条 地域密着型通所介護に係る共生型地域密着型サービス(以下この条及び次条において「共生型地域密着型通所介護」という。)の事業を行う指定生活介護事業者(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第1

期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を行うよう努めなければならない。

(訪問介護員等の員数)

第47条 (略)

2 オペレーターは、看護師、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合であって、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて、これらの者との連携を確保しているときは、3年以上サービス提供責任者の業務に従事した経験を有する者をもって充てることができる。

#### 第4章 地域密着型通所介護

71号。以下この条において「指定障害福祉サービス等基準」という。）第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下この条において「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下この条において同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定事業発達支援をいう。第1号において同じ。）を提供する事業者を除く。）及び指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をい  
い、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に

規定する指定放課後等デイサービスをいう。)を提供する事業者を除く。)  
が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定生活介護事業所(指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業所(指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所をいう。)、指定児童発達支援事業所(指定通所支援基準第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。)又は指定放課後等デイサービス事業所(指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。)(以下この号において「指定生活介護事業所等」という。)の従業員の員数が、当該指定生活介護事業所等が提供する指定生活介護(指定障害福祉サービス等基準第77条に規定する指定生活介護をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)(指定障害福祉サービス等基準第155条に規定する指定自立訓練(機能訓練)をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)(指定障害福祉サービス等基準第165条に規定する指定

自立訓練（生活訓練）をいう。）、指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービス（以下この号において「指定生活介護等」という。）の利用者の数を指定生活介護等の利用者及び共生型地域密着型通所介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) 共生型地域密着型通所介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定地域密着型通所介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第80条 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条及び第60条、第62条、第63条第4項並びに前節（第78条を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第70条に規定する運営規程をいう。第34条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第34条中「定

期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第63条第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。））」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第67条第4号、第68条第5項及び第71条第3項中「指定地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第77条第2項第2号中「次条において準用する第20条第2項」とあるのは「第20条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第28条」とあるのは「第28条」と、同項第4号中「次条において準用する第38条第2項」とあるのは「第38条第2項」と読み替えるものとする。

第6節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第81条 第1節から第4節までの規定

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第79条 第1節から第4節までの規定

にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第91条に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

第82条 （略）

第83条 （略）

第84条 （略）

（利用定員）

第85条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を18人以下とする。

第86条 （略）

（内容及び手続の説明及び同意）

第87条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、

にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第89条に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

第80条 （略）

第81条 （略）

第82条 （略）

（利用定員）

第83条 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

第84条 （略）

（内容及び手続の説明及び同意）

第85条 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、

あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第94条に規定する重要事項に関する規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第92条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第95条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

第88条 (略)

第89条 (略)

第90条 (略)

第91条 (略)

(緊急時等の対応)

第92条 (略)

2 (略)

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第95条第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じ

あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第92条に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第90条第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第93条第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 (略)

第86条 (略)

第87条 (略)

第88条 (略)

第89条 (略)

(緊急時等の対応)

第90条 (略)

2 (略)

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第93条第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じ

なければならない。

4 及び 5 (略)

第 9 3 条 (略)

第 9 4 条 (略)

第 9 5 条 (略)

第 9 6 条 (略)

第 9 7 条 (略)

(準用)

第 9 8 条 第 1 0 条から第 1 3 条まで、  
第 1 6 条から第 1 8 条まで、第 2 0 条、  
第 2 2 条、第 2 8 条、第 3 4 条から第 3  
8 条まで、第 4 1 条、第 6 5 条 (第 3 項  
第 2 号を除く。)、第 6 6 条及び第 7 1  
条から第 7 6 条までの規定は、指定療養  
通所介護の事業について準用する。この  
場合において、第 3 4 条中「運営規程」  
とあるのは「第 9 4 条に規定する重要事  
項に関する規程」と、「定期巡回・随時  
対応型訪問介護看護従業者」とあるのは  
「療養通所介護従業者」と、第 7 1 条第  
3 項中「地域密着型通所介護従業者」と  
あるのは「療養通所介護従業者」と、第  
7 5 条第 1 項中「地域密着型通所介護に  
ついて知見を有する者」とあるのは「療  
養通所介護について知見を有する者」  
と、「6 月」とあるのは「1 2 月」と、

なければならない。

4 及び 5 (略)

第 9 1 条 (略)

第 9 2 条 (略)

第 9 3 条 (略)

第 9 4 条 (略)

第 9 5 条 (略)

(準用)

第 9 6 条 第 1 0 条から第 1 3 条まで、  
第 1 6 条から第 1 8 条まで、第 2 0 条、  
第 2 2 条、第 2 8 条、第 3 4 条から第 3  
8 条まで、第 4 1 条、第 6 5 条 (第 3 項  
第 2 号を除く。)、第 6 6 条及び第 7 1  
条から第 7 6 条までの規定は、指定療養  
通所介護の事業について準用する。この  
場合において、第 3 4 条中「定期巡回・  
随時対応型訪問介護看護従業者」とある  
のは「療養通所介護従業者」と、第 7 1  
条第 3 項中「地域密着型通所介護従業  
者」とあるのは「療養通所介護従業者」  
と、第 7 5 条第 1 項中「地域密着型通所  
介護について知見を有する者」とあるの  
は「療養通所介護について知見を有する  
者」と、「6 月」とあるのは「1 2 月」  
と、同条第 3 項中「当たっては」とある  
のは「当たっては、利用者の状態に応じ

同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第76条第4項中「第63条第4項」とあるのは「第86条第4項」と読み替えるものとする。

#### 第99条 (略)

(従業者の員数)

第100条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。))に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)から(3)まで (略)

て」と、第76条第4項中「第63条第4項」とあるのは「第84条第4項」と読み替えるものとする。

#### 第97条 (略)

(従業者の員数)

第98条 単独型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等(特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、病院、診療所、介護老人保健施設、社会福祉施設又は特定施設をいう。以下同じ。))に併設されていない事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者及び併設型指定認知症対応型通所介護(特別養護老人ホーム等に併設されている事業所において行われる指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業を行う者(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1)から(3)まで (略)

2 及び 3 (略)

4 前各項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に 1 又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第 1 号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に

2 及び 3 (略)

4 前各項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に 1 又は複数の利用者（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第 5 条第 1 項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項第 1 号に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における単独型・併設型指定認知症対応型通所介護又は単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。以下この条において同じ。）に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員（当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第102条第2項第1号アにおいて同じ。)を12人以下とする。

5から7まで (略)

第101条 (略)

第102条 (略)

(従業者の員数)

第103条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第100条第2項第1号アにおいて同じ。)を12人以下とする。

5から7まで (略)

第99条 (略)

第100条 (略)

(従業者の員数)

第101条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。)の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護(以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行う者(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。)に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認

知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第149条、第169条若しくは第190条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第70条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第104条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介

知症対応型通所介護の利用者(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護(同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第147条、第167条若しくは第188条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第70条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。

2 (略)

(利用定員等)

第102条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員(当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。)は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介

護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第219条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。)においては施設ごとに1日当たり3人以下とし、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)  
若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援を

護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居(法第8条第20項又は法8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。)ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに1日当たり3人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)  
若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援を

いう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第121条第7項及び第233条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第105条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第101条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第106条 (略)

第107条 (略)

第108条 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第109条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 認知症対応型通所介護従業者(第1

いう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第119条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。

(管理者)

第103条 (略)

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であって、第99条第2項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第104条 (略)

第105条 (略)

第106条 (略)

(指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

第107条 指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(3)まで (略)

(4) 認知症対応型通所介護従業者(第9

00条第1項又は第103条第1項の従業者をいう。以下同じ。)は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5)及び(6) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第110条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第101条又は第105条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2から5まで (略)

第111条 (略)

(運営規程)

第112条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

8条第1項又は第101条第1項の従業者をいう。以下同じ。)は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

(5)及び(6) (略)

(認知症対応型通所介護計画の作成)

第108条 指定認知症対応型通所介護事業所(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の管理者(第99条又は第103条の管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型通所介護計画を作成しなければならない。

2から5まで (略)

第109条 (略)

(運営規程)

第110条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員 (第100条第4項又は第104条第1項の利用定員をいう。)

(5)から(10)まで (略)

第113条 (略)

第114条 (略)

第115条 (略)

第116条 (略)

第117条 (略)

第117条の2 (略)

(記録の整備)

第118条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 次条において準用する第76条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第119条 第9条から第13条まで、

(1)から(3)まで (略)

(4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員 (第98条第4項又は第102条第1項の利用定員をいう。)

(5)から(10)まで (略)

第111条 (略)

第112条 (略)

第113条 (略)

第114条 (略)

第115条 (略)

第115条の2 (略)

(記録の整備)

第116条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)から(4)まで (略)

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第117条 第9条から第13条まで、

第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第64条、第65条、第69条及び第71条から第76条までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第112条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第75条第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第76条第4項中「第63条第4項」とあるのは「第102条第4項」と読み替えるものとする。

第120条 (略)

(従業者の員数等)

第121条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規

第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条、第64条、第65条、第69条及び第71条から第76条までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第110条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第75条第1項中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第76条第4項中「第63条第4項」とあるのは「第100条第4項」と読み替えるものとする。

第118条 (略)

(従業者の員数等)

第119条 指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う者（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者（以下「小規

模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問

模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス(登録者(指定小規模多機能型居宅介護を利用するために指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下この章において同じ。))を指定小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者をその利用者(当該指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下この章において同じ。))の指定を併せて受け、かつ、指定小規模多機能型居宅介護の事業と指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下この章において同じ。))の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問

サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所並びに当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び第233条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所)の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 から 5 まで (略)

6 次の表の第1欄に掲げる場合におい

サービス(小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う小規模多機能型居宅介護、  
(第7項に規定する本体事業所である指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を、同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する本体事業所及び当該本体事業所に係る他の同項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下この章において同じ。)の提供に当たる者を1以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第5項において同じ。)に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

2 から 5 まで (略)

6 次の表の第1欄に掲げる場合におい

て、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の第2欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の第3欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の第2欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に第2欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。） <u>又は</u> 介護医療院	介護職員
(略)		

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指

て、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の第2欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の第3欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の第2欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に第2欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>又は指</u> <u>定介護療養型医療施設</u> （医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）	介護職員
(略)		

7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指

定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1以上とすることができる。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者(第233条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。)により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9 から 11 まで (略)

定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1以上とすることができる。

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者又は看護小規模多機能型居宅介護従業者(第230条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護従業者をいう。)により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

9 から 11 まで (略)

1 2 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第135条において「研修修了者」という。)を置くことができる。

1 3 (略)

(管理者)

第122条 (略)

2 前項本文及び第234条第1項の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第235条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者

1 2 第10項の規定にかかわらず、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第133条において「研修修了者」という。)を置くことができる。

1 3 (略)

(管理者)

第120条 (略)

2 前項本文及び第231条第1項の規定にかかわらず、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(第232条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)等の従業者又は訪問介護

又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第150条第2項、第151条及び第235条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第123条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第124条 (略)

第125条 (略)

(心身の状況等の把握)

第126条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介

員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、第148条第2項、第149条及び第232条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第121条 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第122条 (略)

第123条 (略)

(心身の状況等の把握)

第124条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介

護の提供に当たっては、介護支援専門員（第121条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第132条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第127条 （略）

第128条 （略）

第129条 （略）

第130条 （略）

第131条 （略）

第132条 （略）

第133条 （略）

護の提供に当たっては、介護支援専門員（第119条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第130条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第125条 （略）

第126条 （略）

第127条 （略）

第128条 （略）

第129条 （略）

第130条 （略）

第131条 （略）

第134条 (略)

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第135条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(第121条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2から7まで (略)

第136条 (略)

第137条 (略)

第138条 (略)

第139条 (略)

第140条 (略)

第141条 (略)

(協力医療機関等)

第142条 (略)

2 (略)

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人

第132条 (略)

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第133条 指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(第119条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2から7まで (略)

第134条 (略)

第135条 (略)

第136条 (略)

第137条 (略)

第138条 (略)

第139条 (略)

(協力医療機関等)

第140条 (略)

2 (略)

3 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人

福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

第143条 (略)

第144条 (略)

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第145条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第121条第6項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(記録の整備)

第146条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 第131条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5)から(8)まで (略)

福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

第141条 (略)

第142条 (略)

(居住機能を担う併設施設等への入居)

第143条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、可能な限り、利用者がその居宅において生活を継続できるよう支援することを前提としつつ、利用者が第119条第6項に掲げる施設等その他の施設へ入所等を希望した場合は、円滑にそれらの施設へ入所等が行えるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(記録の整備)

第144条 (略)

2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)から(3)まで (略)

(4) 第129条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5)から(8)まで (略)

(準用)

第147条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第69条、第71条、第74条及び第75条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第139条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第71条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第148条 (略)

(従業者の員数)

(準用)

第145条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第69条、第71条、第74条及び第75条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第137条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第6章第4節」と、第71条第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第146条 (略)

(従業者の員数)

第149条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第69条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第152条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜

第147条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準第69条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第150条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜

間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。)を行わせるために必要な数以上とする。

2及び3 (略)

4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第121条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第233条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

5から10まで (略)

(管理者)

第150条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、

間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務(宿直勤務を除く。))をいう。)を行わせるために必要な数以上とする。

2及び3 (略)

4 指定認知症対応型共同生活介護事業所に、指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合において、前3項に定める員数を満たす介護従業者を置くほか、第119条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第230条に定める指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該介護従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

5から10まで (略)

(管理者)

第148条 (略)

2 共同生活住居の管理者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有し、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症

指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第151条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第152条 (略)

2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第163条において同じ。）を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設ける

対応型共同生活介護事業所等の従業者又は訪問介護員等として、3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

(指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者)

第149条 指定認知症対応型共同生活介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として、認知症である者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの提供を行う事業の経営に携わった経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。

第150条 (略)

2 共同生活住居は、その入居定員（当該共同生活住居において同時に指定認知症対応型共同生活介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。第161条において同じ。）を5人以上9人以下とし、居室、居間、食堂、台所、浴室、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設ける

ものとする。

3から7まで (略)

第153条 (略)

第154条 (略)

第155条 (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第156条 (略)

2から6まで (略)

7 指定認知症対応型共同生活介護事業

者は、身体拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

8 (略)

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第157条 共同生活住居の管理者は、

ものとする。

3から7まで (略)

第151条 (略)

第152条 (略)

第153条 (略)

(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

第154条 (略)

2から6まで (略)

7 (略)

(認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第155条 共同生活住居の管理者は、

計画作成担当者(第149条第7項の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。)に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2から7まで (略)

第158条 (略)

第159条 (略)

第160条 (略)

第161条 (略)

第162条 (略)

第163条 (略)

(協力医療機関等)

第164条 (略)

2 (略)

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

第165条 (略)

(記録の整備)

計画作成担当者(第147条第7項の計画作成担当者をいう。以下この条において同じ。)に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2から7まで (略)

第156条 (略)

第157条 (略)

第158条 (略)

第159条 (略)

第160条 (略)

第161条 (略)

(協力医療機関等)

第162条 (略)

2 (略)

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、サービスの提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

第163条 (略)

(記録の整備)

第166条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第154条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第156条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)から(6)まで (略)

(7) 次条において準用する第146条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第167条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第69条、第74条、第75条第1項から第4項まで、第138条、第141条及び第143条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第161条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業

第164条 (略)

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第152条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第154条第6項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)から(6)まで (略)

(7) 次条において準用する第142条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第165条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第69条、第74条、第75条第1項から第4項まで、第136条、第139条及び第141条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第159条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業

者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第138条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第141条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第168条 (略)

(従業者の員数)

第169条 (略)

2及び3 (略)

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員及び介護職員のうちそれぞれ1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本

者」とあるのは「介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第7章第4節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第136条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第139条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第166条 (略)

(従業者の員数)

第167条 (略)

2及び3 (略)

4 第1項第2号の看護職員及び介護職員は、主として指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に当たるものとし、看護職員のうち1人以上、及び介護職員のうち1人以上は、常勤の者でなければならない。ただし、サテライト型特定施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本

体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあつては、常勤換算方法で1以上とする。

5 及び 6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員

(2) (略)

(3) 介護医療院 介護支援専門員

8 (略)

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第121条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第233条に定める指定看護小規模

施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型特定施設をいう。以下同じ。)にあつては、常勤換算方法で1以上とする。

5 及び 6 (略)

7 第1項第1号、第3号及び第4号並びに前項の規定にかかわらず、サテライト型特定施設の生活相談員、機能訓練指導員又は計画作成担当者については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型特定施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 介護老人保健施設 支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員

(2) (略)

8 (略)

9 指定地域密着型特定施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が併設されている場合においては、当該指定地域密着型特定施設の員数を満たす従業者を置くほか、第119条に定める指定小規模多機能型居宅介護事業者の人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置いているとき又は第230条に定める指定看護小規模

多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

10 (略)

第170条 (略)

第171条 (略)

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第172条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第184条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2から4まで (略)

第173条 (略)

第174条 (略)

多機能型居宅介護事業所の人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置いているときは、当該指定地域密着型特定施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事することができる。

10 (略)

第168条 (略)

第169条 (略)

(内容及び手続の説明及び契約の締結等)

第170条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、第182条の重要事項に関する規程の概要、従業者の勤務の体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

2から4まで (略)

第171条 (略)

第172条 (略)

第175条 (略)

第176条 (略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活  
介護の取扱方針)

第177条 (略)

2から5まで (略)

6 指定地域密着型特定施設入居者生活

介護事業者は、身体的拘束等の適正化を  
図るために、次に掲げる措置を講じな  
ければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対  
策を検討する委員会を3月に1回以  
上開催するとともに、その結果につ  
いて、介護職員その他の従業者に周知徹  
底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指  
針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身  
体的拘束等の適正化のための研修を  
定期的実施すること。

7 (略)

(地域密着型特定施設サービス計画の  
作成)

第178条 指定地域密着型特定施設の  
管理者は、計画作成担当者(第169条  
第1項第4号の計画作成担当者をいう。  
以下この条において同じ。)に地域密着  
型特定施設サービス計画の作成に関す  
る業務を担当させるものとする。

第173条 (略)

第174条 (略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活  
介護の取扱方針)

第175条 (略)

2から5まで (略)

6 (略)

(指定地域密着型特定施設入居者生活  
介護の取扱方針)

6 (略)

(地域密着型特定施設サービス計画の  
作成)

第176条 指定地域密着型特定施設の  
管理者は、計画作成担当者(第167条  
第1項第4号の計画作成担当者をいう。  
以下この条において同じ。)に地域密着  
型特定施設サービス計画の作成に関す  
る業務を担当させるものとする。

6 (略)

(地域密着型特定施設サービス計画の  
作成)

第176条 指定地域密着型特定施設の  
管理者は、計画作成担当者(第167条  
第1項第4号の計画作成担当者をいう。  
以下この条において同じ。)に地域密着  
型特定施設サービス計画の作成に関す  
る業務を担当させるものとする。

2 から 7 まで (略)

第 1 7 9 条 (略)

第 1 8 0 条 (略)

第 1 8 1 条 (略)

第 1 8 2 条 (略)

第 1 8 3 条 (略)

第 1 8 4 条 (略)

第 1 8 5 条 (略)

第 1 8 6 条 (略)

(記録の整備)

第 1 8 7 条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第 1 7 5 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 1 7 7 条第 5 項に規定する身体

2 から 7 まで (略)

第 1 7 7 条 (略)

第 1 7 8 条 (略)

第 1 7 9 条 (略)

第 1 8 0 条 (略)

第 1 8 1 条 (略)

第 1 8 2 条 (略)

第 1 8 3 条 (略)

第 1 8 4 条 (略)

(記録の整備)

第 1 8 5 条 (略)

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第 1 7 3 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第 1 7 5 条第 5 項に規定する身体

的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第185条第3項に規定する結果等の記録

(5)から(7)まで (略)

(8) 次条において準用する第146条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第188条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第69条、第73条、第74条、第75条第1項から第4項まで及び第138条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第189条 (略)

(従業者の員数)

的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第183条第3項に規定する結果等の記録

(5)から(7)まで (略)

(8) 次条において準用する第142条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第186条 第12条、第13条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第69条、第73条、第74条、第75条第1項から第4項まで及び第136条の規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第34条中「定期巡回・随時対応型介護看護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。

第187条 (略)

(従業者の員数)

第190条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第219条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。))第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員(指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の看護職員(第229条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))及び介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りで

第188条 (略)

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、指定地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設(第216条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この条において同じ。)及びユニット型指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生労働省令第39号)第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。))を併設する場合又は指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の看護職員(第226条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。))及び介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

ない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第192条第1項第6号並びに第222条第1項第3号において同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5から7まで (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かない

4 第1項第1号の規定にかかわらず、サテライト型居住施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設(サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、第190条第1項第6号並びに第219条第1項第3号において同じ。))、介護老人保健施設又は病院若しくは診療所であって当該施設に対する支援機能を有するもの(以下この章において「本体施設」という。))との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)の医師については、本体施設の医師により当該サテライト型居住施設の入所者の健康管理が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

5から7まで (略)

8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かない

ことができる。

- (1) (略)
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員
- (3) (略)
- (4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員

9 から 1 5 まで (略)

1 6 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第 4 4 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第 1 2 1 条若しくは第 2 3 3 条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第 4 4 条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

1 7 (略)

第 1 9 1 条 (略)

ことができる。

- (1) (略)
- (2) 介護老人保健施設 支援相談員、栄養士、理学療法士若しくは作業療法士又は介護支援専門員
- (3) (略)
- (4) 指定介護療養型医療施設 介護支援専門員

9 から 1 5 まで (略)

1 6 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定地域密着型介護予防サービス基準第 4 4 条第 1 項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）が併設される場合においては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設が前各項に定める人員に関する基準を満たす従業者を置くほか、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に第 1 1 9 条若しくは第 2 3 0 条又は指定地域密着型介護予防サービス基準第 4 4 条に定める人員に関する基準を満たす従業者が置かれているときは、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の職務に従事することができる。

1 7 (略)

第 1 8 9 条 (略)

第192条 (略)

(サービス提供困難時の対応)

第193条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

第194条 (略)

第195条 (略)

(利用料等の受領)

第196条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額(介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(そ

第190条 (略)

(サービス提供困難時の対応)

第191条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

第192条 (略)

第193条 (略)

(利用料等の受領)

第194条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を提供した際には、入所者から利用料の一部として、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額(介護保険法施行法(平成9年法律第124号。以下「施行法」という。)第13条第3項に規定する要介護旧措置入所者にあつては、当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について同項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(そ

の額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。)とする。次項並びに第223条第1項及び第2項において同じ。)から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者(施行法第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。))にあつては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額。第223条第3項第1号において同じ。)(法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13

の額が現に当該指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用の額とする。)とする。次項並びに第220条第1項及び第2項において同じ。)から当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 (略)

3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第1号に規定する食費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者(施行法第13条第5項に規定する特定要介護旧措置入所者をいう。以下同じ。))にあつては、同項第1号に規定する食費の特定基準費用額。第220条第3項第1号において同じ。)(法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第1号に規定する食費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13

条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額。第223条第3項第1号において同じ。))を限度とする。)

(2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額。第223条第3項第2号において同じ。))(法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額。第223条第3項第2号において同じ。))を限度とする。)

(3)から(6)まで (略)

4及び5 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第197条 (略)

2から5まで (略)

6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければなら

条第5項第1号に規定する食費の特定負担限度額。第220条第3項第1号において同じ。))を限度とする。)

(2) 居住に要する費用(法第51条の3第1項の規定により特定入所者介護サービス費が入所者に支給された場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の基準費用額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定基準費用額。第220条第3項第2号において同じ。))(法第51条の3第4項の規定により当該特定入所者介護サービス費が入所者に代わり当該指定地域密着型介護老人福祉施設に支払われた場合は、同条第2項第2号に規定する居住費の負担限度額(特定要介護旧措置入所者にあつては、施行法第13条第5項第2号に規定する居住費の特定負担限度額。第220条第3項第2号において同じ。))を限度とする。)

(3)から(6)まで (略)

4及び5 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)

第195条 (略)

2から5まで (略)

ない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

7 (略)

第198条 (略)

第199条 (略)

第200条 (略)

第201条 (略)

第202条 (略)

第203条 (略)

第204条 (略)

第205条 (略)

(緊急時等の対応)

第206条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、現に指定地域密着型介護老人

6 (略)

第196条 (略)

第197条 (略)

第198条 (略)

第199条 (略)

第200条 (略)

第201条 (略)

第202条 (略)

第203条 (略)

福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、第190条第1項第1号に掲げる医師との連携方法その他の緊急時における対応方法を定めておかなければならない。

第207条 (略)

(計画担当介護支援専門員の責務)

第208条 計画担当介護支援専門員

は、第198条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 第197条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第218条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第216条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

第209条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(5)まで (略)

第204条 (略)

(計画担当介護支援専門員の責務)

第205条 計画担当介護支援専門員

は、第196条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

(1)から(4)まで (略)

(5) 第195条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6) 第215条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等を記録すること。

(7) 第213条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(運営規程)

第206条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)から(5)まで (略)

(6) 緊急時における対応方法

(7) (略)

(8) (略)

第210条 (略)

第211条 (略)

第212条 (略)

第213条 (略)

第214条 (略)

第215条 (略)

第216条 (略)

(記録の整備)

第217条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設  
は、入所者に対する指定地域密着型介護  
老人福祉施設入所者生活介護の提供に  
関する次の各号に掲げる記録を整備し、  
その完結の日から2年間保存しなければ  
ならない。

(1) (略)

(2) 第195条第2項に規定する提供  
した具体的なサービスの内容等の記  
録

(3) 第197条第5項に規定する身体  
的拘束等の態様及び時間、その際の入

(6) (略)

(7) (略)

第207条 (略)

第208条 (略)

第209条 (略)

第210条 (略)

第211条 (略)

第212条 (略)

第213条 (略)

(記録の整備)

第214条 (略)

2 指定地域密着型介護老人福祉施設  
は、入所者に対する指定地域密着型介護  
老人福祉施設入所者生活介護の提供に  
関する次の各号に掲げる記録を整備し、  
その完結の日から2年間保存しなければ  
ならない。

(1) (略)

(2) 第193条第2項に規定する提供  
した具体的なサービスの内容等の記  
録

(3) 第195条第5項に規定する身体  
的拘束等の態様及び時間、その際の入

所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)から(6)まで (略)

(7) 次条において準用する第146条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第218条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第69条、第73条及び第75条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第209条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護

所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4)から(6)まで (略)

(7) 次条において準用する第142条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第215条 第9条、第10条、第12条、第13条、第22条、第28条、第34条、第36条、第38条、第41条、第69条、第73条及び第75条第1項から第4項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第206条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入所の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護

老人福祉施設入所者生活介護について  
知見を有する者」と、「6月」とあるの  
は「2月」と読み替えるものとする。

第219条 (略)

第220条 (略)

第221条 (略)

第222条 (略)

第223条 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入  
所者生活介護の取扱方針)

第224条 (略)

2から7まで (略)

8 ユニット型指定地域密着型介護老人

福祉施設は、身体的拘束等の適正化を  
図るために、次に掲げる措置を講じな  
ければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対  
策を検討する委員会を3月に1回以  
上開催するとともに、その結果につ  
いて、介護職員その他の従業者に周知徹  
底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指  
針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身  
体的拘束等の適正化のための研修を  
定期的実施すること。

老人福祉施設入所者生活介護について  
知見を有する者」と、「6月」とあるの  
は「2月」と読み替えるものとする。

第216条 (略)

第217条 (略)

第218条 (略)

第219条 (略)

第220条 (略)

(指定地域密着型介護老人福祉施設入  
所者生活介護の取扱方針)

第221条 (略)

2から7まで (略)

9 (略)

第225条 (略)

第226条 (略)

第227条 (略)

(運営規程)

第228条 ユニット型指定地域密着型  
介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の  
運営についての重要事項に関する規程  
を定めておかなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(7) 緊急時における対応方法

(8) (略)

(9) (略)

第229条 (略)

第230条 (略)

(準用)

第231条 第9条、第10条、第12  
条、第13条、第22条、第28条、第  
34条、第36条、第38条、第41条、  
第69条、第73条、第75条第1項か  
ら第4項まで、第193条から第195  
条まで、第198条、第201条、第2  
03条から第208条まで及び第21  
2条から第217条までの規定は、ユニ  
ット型指定地域密着型介護老人福祉施

8 (略)

第222条 (略)

第223条 (略)

第224条 (略)

(運営規程)

第225条 ユニット型指定地域密着型  
介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の  
運営についての重要事項に関する規程  
を定めておかなければならない。

(1)から(6)まで (略)

(7) (略)

(8) (略)

第226条 (略)

第227条 (略)

(準用)

第228条 第9条、第10条、第12  
条、第13条、第22条、第28条、第  
34条、第36条、第38条、第41条、  
第69条、第73条、第75条第1項か  
ら第4項まで、第191条から第193  
条まで、第196条、第199条、第2  
01条から第205条まで及び第20  
9条から第214条までの規定は、ユニ  
ット型指定地域密着型介護老人福祉施

設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第228条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第9章第5節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第208条中「第198条」とあるのは「第231条において準用する第198条」と、同条第5号中「第197条第5項」とあるのは「第224条第7項」と、同条第6号中「第218条」とあるのは「第231条」と、同条第7号中「第216条第3項」とあるのは「第231条において準用する第216条第3項」と、第217条第2項第2号中「第195条第2項」とあるのは「第231条において準用する第195条第2項」と、同項第

設について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第225条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第13条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第9章第5節」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第205条中「第196条」とあるのは「第228条において準用する第196条」と、同条第5号中「第195条第5項」とあるのは「第221条第7項」と、同条第6号中「第215条」とあるのは「第228条」と、同条第7号中「第213条第3項」とあるのは「第228条において準用する第213条第3項」と、第214条第2項第2号中「第193条第2項」とあるのは「第228条において準用する第193条第2項」と、同項第

3号中「第197条第5項」とあるのは「第224条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第231条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第231条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第232条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第120条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第233条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当

3号中「第195条第5項」とあるのは「第221条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第228条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第228条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。

(基本方針)

第229条 指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス(施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。)の事業は、指定居宅サービス等基準第59条に規定する訪問看護の基本方針及び第118条に規定する小規模多機能型居宅介護の基本方針を踏まえて行うものでなければならない。

(従業者の員数等)

第230条 指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる従業者(以下「看護小規模多機能型居宅介護従業者」という。)の員数は、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当

たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う看護小規模多機能型居宅介護（第121条第7項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（第6項において「サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所」という。）の登録者、第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者並びに同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、当該

たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、常勤換算方法で、通いサービス（登録者（指定看護小規模多機能型居宅介護を利用するために指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた者をいう。以下同じ。）を指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に通わせて行う指定看護小規模多機能型居宅介護事業をいう。以下同じ。）の提供に当たる者をその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービス（看護小規模多機能型居宅介護従業者が登録者の居宅を訪問し、当該居宅において行う看護小規模多機能型居宅介護（本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては当該本体事業所に係るサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の居宅において行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。）をいう。以下この章において同じ。）の提供に当たる者を2以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じて指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。第6項において同じ。）に当たる者を1以上及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤務に必要な数以上とする。

サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に係る同項に規定する  
本体事業所、当該本体事業所に係る他の  
同項に規定するサテライト型指定看護  
小規模多機能型居宅介護事業所及び当  
該本体事業者に係る第121条第7項  
に規定するサテライト型指定小規模多  
機能型居宅介護事業所の登録者の居宅  
において行う指定看護小規模多機能型  
居宅介護を含む。)をいう。以下この章  
において同じ。)の提供に当たる者を2  
以上とし、夜間及び深夜の時間帯を通じ  
て指定看護小規模多機能型居宅介護の  
提供に当たる看護小規模多機能型居宅  
介護従業者については、夜間及び深夜の  
勤務(夜間及び深夜の時間帯に行われる  
勤務(宿直勤務を除く。))をいう。第6  
項において同じ。)に当たる者を1以上  
及び宿直勤務に当たる者を当該宿直勤  
務に必要な数以上とする。

2から5まで (略)

6 宿泊サービス(登録者を指定看護小  
規模多機能型居宅介護事業所に宿泊さ  
せて行う指定看護小規模多機能型居宅  
介護(第121条第7項に規定する本体  
事業所である指定看護小規模多機能型  
居宅介護事業所にあつては、当該本体事  
業所に係るサテライト型指定小規模多  
機能型居宅介護事業所又はサテライト  
型指定介護予防小規模多機能型居宅介  
護事業所の登録者の心身の状況を勘案  
し、その処遇に支障がない場合に、当該

2から5まで (略)

6 宿泊サービス(登録者を指定看護小  
規模多機能型居宅介護事業所に宿泊さ  
せて行う指定看護小規模多機能型居宅  
介護(本体事業所である指定看護小規模  
多機能型居宅介護事業所にあつては、当  
該本体事業所に係るサテライト型指定  
小規模多機能型居宅介護事業所又はサ  
テライト型指定介護予防小規模多機能  
型居宅介護事業所の登録者の心身の状  
況を勘案し、その処遇に支障がない場合  
に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊

登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護及び第8項に規定する本体事業所である指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、当該本体事業所に係る同項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の心身の状況を勘案し、その処遇に支障がない場合に、当該登録者を当該本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)から(4)まで (略)

(5) 介護医療院

させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護を含む。)をいう。以下同じ。)の利用者がいない場合であって、夜間及び深夜の時間帯を通じて利用者に対して訪問サービスを提供するために必要な連絡体制を整備しているときは、第1項の規定にかかわらず、夜間及び深夜の時間帯を通じて夜間及び深夜の勤務並びに宿直勤務に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

7 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす看護小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、当該各号に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、当該看護小規模多機能型居宅介護従業者は、当該各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。

(1)から(4)まで (略)

8 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応し、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にある指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者により設置される当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定看護小規模多機能型居宅介護事業所であって、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営され、利用者に対し適切な看護サービスを提供できる体制にあるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、2人以上とすることができる。

9 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、夜間及び深夜の時

間帯を通じて本体事業所において宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯を通じて宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないことができる。

1 0 第4項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、看護職員の員数は常勤換算方法で1以上とする。

1 1 (略)

1 2 (略)

1 3 第11項の規定にかかわらず、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所については、本体事業所の介護支援専門員により当該サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者に対して居宅サービス計画の作成が適切に行われるときは、介護支援専門員に代えて、看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する前項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者(第241条において「研修修了者」という。)を置くことができる。

1 4 (略)

(管理者)

第234条 (略)

8 (略)

9 (略)

1 0 (略)

(管理者)

第231条 (略)

2 前項本文の規定にかかわらず、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、本体事業所の管理者をもって充てることができる。

3 第1項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第235条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者

2 前項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所等の従業者若しくは訪問介護員等として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第232条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。)等の従業者、訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者若しくは保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有する者であって、別

であって、別に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第236条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては12人）まで

登録定員	利用定員
(略)	

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人（サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介

に厚生労働大臣が定める研修を修了しているもの、又は保健師若しくは看護師でなければならない。

(登録定員及び利用定員)

第233条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員（登録者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を29人以下とする。

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所は、次に掲げる範囲内において、通いサービス及び宿泊サービスの利用定員（当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所におけるサービスごとの1日当たりの利用者の数の上限をいう。以下この章において同じ。）を定めるものとする。

(1) 通いサービス 登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）まで

登録定員	利用定員
(略)	

(2) 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の3分の1から9人まで

護事業所にあつては、6人)まで

(設備及び備品等)

第237条 (略)

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 宿泊室

アからエまで (略)

オ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合であつて、当該指定看護小規模多機能型居宅介護の利用者へのサービスの提供に支障がない場合には、当該診療所が有する病床については、宿泊室を兼用することができる。

3及び4 (略)

第238条 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第239条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(8)まで (略)

(9) 看護サービス(指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「看護師等」という。)が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診

(設備及び備品等)

第234条 (略)

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 宿泊室

アからエまで (略)

3及び4 (略)

第235条 (略)

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第236条 指定看護小規模多機能型居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1)から(8)まで (略)

(9) 看護サービス(指定看護小規模多機能型居宅介護のうち、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下この章において「看護師等」という。)が利用者に対して行う療養上の世話又は必要な診

療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。)の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第241条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。

(10)及び(11) (略)

#### 第240条 (略)

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第241条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員(第233条第13項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、研修修了者。以下この条において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2から10まで (略)

#### 第242条 (略)

(記録の整備)

療の補助であるものをいう。以下この章において同じ。)の提供に当たっては、主治の医師との密接な連携により、及び第238条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復が図られるよう妥当適切に行わなければならない。

(10)及び(11) (略)

#### 第237条 (略)

(看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成)

第238条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者は、介護支援専門員に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を、看護師等(准看護師を除く。第9項において同じ。)に看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成に関する業務を担当させるものとする。

2から10まで (略)

#### 第239条 (略)

(記録の整備)

第243条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 第239条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第240条第2項に規定する主治の医師による指示の文書

(5) 第241条第10項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書

(6)から(9)まで (略)

(10) 次条において準用する第146条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第244条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第69条、第71条、第74条、第75条、第126条から第129条まで、第132条から第134条まで、第136条、第137条、第139条から第143条まで及び第145条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定す

第240条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 第236条第6号に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第237条第2項に規定する主治の医師による指示の文書

(5) 第238条第10項に規定する看護小規模多機能型居宅介護報告書

(6)から(9)まで (略)

(10) 次条において準用する第142条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第241条 第9条から第13条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第40条、第41条、第69条、第71条、第74条、第75条、第124条から第127条まで、第130条から第132条まで、第134条、第135条、第137条から第141条まで及び第143条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定す

る運営規程」とあるのは「第244条において準用する第139条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第71条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第126条中「第121条第12項」とあるのは「第233条第13項」と、第128条及び第136条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第145条中「第121条第6項」とあるのは「第233条第7項各号」と読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 から3まで (略)
- 4 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条

る運営規程」とあるのは「第241条において準用する第137条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第69条第2項中「この節」とあるのは「第10章第4節」と、第71条中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第75条第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第126条及び第134条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第143条中「第119条第6項」とあるのは「第230条第7項各号」と読み替えるものとする。

#### 附 則

- 1 から3まで (略)
- 4 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条

の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第6条において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第153条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

5 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成36年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を

の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この条及び附則第6条において同じ。)又は療養病床を有する病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム(老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。)その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第153条第1項第7号アの規定にかかわらず、食堂は、1平方メートルに入所定員を乗じて得た面積以上を有し、機能訓練室は、40平方メートル以上の面積を有しなければならない。ただし、食事の提供又は機能訓練を行う場合において、当該食事の提供又は機能訓練に支障がない広さを確保することができるときは、同一の場所とすることができるものとする。

5 一般病床又は療養病床を有する診療所の一般病床又は療養病床を平成30年3月31日までの間に転換(当該診療所の一般病床又は療養病床の病床数を

減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第153条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)及び(2) (略)

- 6 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第192条第1項第8号及び第222条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

減少させるとともに、当該診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。)し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、当該転換に係る食堂及び機能訓練室については、第153条第1項第7号アの規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

(1)及び(2) (略)

- 6 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の一般病床若しくは療養病床を平成30年3月31日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。）し、指定地域密着型介護老人福祉施設を開設しようとする場合において、第153条第1項第8号及び第182条第1項第4号の規定にかかわらず、当該転換に係る廊下の幅については、1.2メートル以上とする。ただし、中廊下の幅は、1.6メートル以上とする。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の四日市市指定地域密着型サービスの基準を定める条例（以下「新条例」という。）第169条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホームその他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条において同じ。）を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う医療機関併設型指定地域密着型特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定地域密着型特定施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

(1) 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

(2) 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の実情に応じた適当数

- 3 新条例第171条の規定にかかわらず、療養病床を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成36年3月31日までの間に転換を行って指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定地域密着型特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定地域密着型特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

（健康福祉部介護・高齢福祉課）